

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 1 日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

〔公 印 省 略〕

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等
の一部を改正する法律の運用について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省住宅局では、別添のとおり都道府県・指定都市及び省エネ適判機
関・性能評価機関宛てに、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の運用」について、技術的助言を通知
しております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添資料について、貴会
会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 1 _国交省事務連絡

別添 2 _技術的助言（国交省から都道府県・指定都市宛）

別紙 1 _住宅の省エネ計算フロー、データ登録の流れ

別紙 2 _給湯暖房一体の取り扱いについて

別紙 3 _気候風土適応住宅チェックリスト

別紙 4 _太陽光発電設備の設置が困難なケースについて

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp